

別紙

- 1 事業着手前に「立木販売事業着手届及び事業計画書」を署長等へ提出する。(森林官等経由)
- 2 事業計画書に添付する搬出路作設申請書に係る図面については、基本図写し又は国有林GISの出力図面等に搬出路の路線、土場等搬出に必要な施設を現地踏査の結果に基づき作成するものとする。
- 3 搬出路作設の審査に当たっては、審査期間を十分確保する必要があることから、時間に余裕をもって提出すること。
- 4 森林管理署長等は、提出された「立木販売事業着手届及び事業計画書」について審査し、「立木販売事業着手届及び事業計画書の承認について」を通知する。
- 5 事業計画書承認後、事業着手前に「立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント」(別紙様式5)及び「伐木等作業計画及び車両系木材搬出機械作業計画」の写しを署長等へ提出すること。(森林官等経由)
- 6 事業着手後に事業期間、搬出路作設計画路線等が変更になる場合は、再度「事業着手届及び事業計画書」の提出をすること。
- 7 事業実行者の過失により森林法等に違反した場合は、国有林として告発することもあり得ることから、各種伐採・作業行為手続き等の内容を把握すること。
- 8 労働災害発生の際は、直ちに「事故報告書」(別紙様式6)を提出すること。
- 9 宅地造成及び特定盛土等規制法規制区域に該当する場合は、手続きが必要になる場合があるので留意すること。
※事業実施において、使用または発生した土石を事業地ほかに搬出して仮置きする場合も盛土規制法の規制対象となることがあり、許可又は届出等の手続きが必要。

赤文字は記載例

立木販売事業着手届及び事業計画書

令和〇年 〇月 〇日

売渡人

分任契約担当官

〇△森林管理署長 殿

買受人

住所 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

氏名 株式会社 北海道森林管理局

代表取締役 北海 太郎

令和〇年△月〇〇日付け第 号で売買契約した物件(令和〇年△月〇日引渡物件)について、下記事項のとおり立木販売事業着手届及び事業計画書を提出します。

なお、事業にあたっては契約約款及び特約事項、関係法令を遵守し、事業計画を変更又は追加する場合は森林官等へ報告します。

記

- 1 事業箇所 〇〇森林管理署 △△担当区 1林班 い小班ほか
2 事業期間 3年 9月 1日～ 5年 4月 30日
3 着手月日 3年 9月 1日
4 物件数量 1,234本 567.89m³

※年度を越える伐採予定数量

計画量 3年度 200m³ 4年度 300m³ 5年度 68m³

5 実行形態(該当箇所に○)

① 直営

② 下請

③ その他(運材は下請〇〇株式会社)

※作業工程により実行形態が異なる場合

6 現場責任者等 (別紙様式1)

① 現場作業員名簿

② 緊急連絡体制図

森林事務所(経由)
年 月 日
官職氏名

※森林官不在の場合は、森林管理署等へ提出可

7 社会保険関係

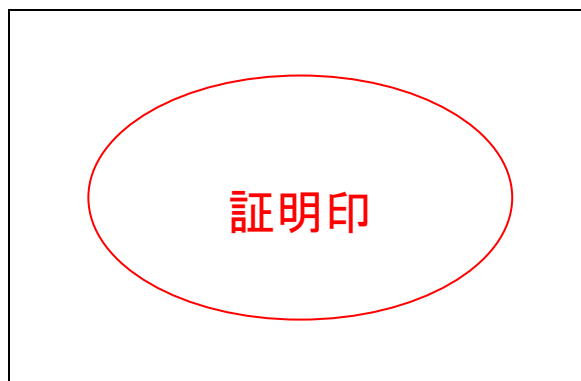
① 労災保険加入証明(一括有期事業)

一括有期事業に該当する場合は、右記に労災保険加入済証明印を押印する。

なお、証明印によらない場合は、労働基準監督署等に提出した、着手届提出日から遡及して1年以内の受付印及び領収印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控えの添付で可能とする。

※下請の場合は当該会社の証明書を添付

労災保険加入済印(一括有期事業)



② 労災保険加入証明(単独有期事業)(別紙様式3)

単独有期事業に該当する場合は、事業開始後10日以内に労働基準監督署等で証明印を取得後に森林管理署長あて提出

③ 社会保険加入証明

ア 雇用保険料

イ 厚生年金保険料

ウ 健康保険料

エ 林業退職者共済掛金

※証明書写しを添付

※当年度に「立木販売事業着手届及び事業計画書」を提出済又は伐採系森林整備事業を契約済の場合は、当該承認書又は契約書写しの添付により省略可能とする。

8 事業計画

① 作業工程表(別紙様式2)

② 搬出路等作設予定(別添図面)

9 伐採及び搬出に係るチェックリスト(別紙様式4)

10 立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント(別紙様式5)

※事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に森林官等に提出

11 事故報告書(別紙様式6)

※労働災害(休業4日以上となる災害)発生後、直ちに森林官等に報告

12 「伐木等作業計画及び車両系木材搬出機械作業計画」の写し(組み合わせた作業計画でも可、下請の場合は当該会社により作成したもの)

※事業計画書の承認を受けた後、事業着手前に森林官等に提出

(別紙様式1)

現場作業員名簿

職種	氏名	住所(緊急連絡先)	年齢	車両番号等
現場代理人	森林 一郎	札幌市中央区宮の森 1-2-3 (携帯 090-1234-5678)	55	トヨタプラド 札幌 300 さ 1234
伐倒手	森林 二郎	札幌市西区山の手 1-2-3	45	スズキジムニー 札幌 500 さ 1234
機械運転手	森林 三郎	札幌市東区伏古 1-2-3	35	トヨタハイエース 札幌 300 さ 1234
機械運転手	森林 四郎	札幌市清田区美しが丘 1-2-3	25	同上
トラック運転手	森林 五郎	札幌市南区藤野 1-2-3	65	日野トラック 札幌 100 あ 1234

注)現場責任者は、必ず携帯電話番号等連絡先を記載

緊急連絡体制図

※ 緊急連絡体制図については、会社で作成しているものを添付してください。

(別紙様式2)

作業工程表


令和〇年度

事業内容	事業期間										備考	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
現地踏査	←→											「現地踏査」は、通勤路除雪・ 機械運搬を含む。 「搬出路作設」は、土場作設 を含む
搬出路作設		←→										
伐倒			←→									
集材			←→									
巻立				←→								
トラック運材						←→			←→			
跡地整理										←→		
※記載例		←→										

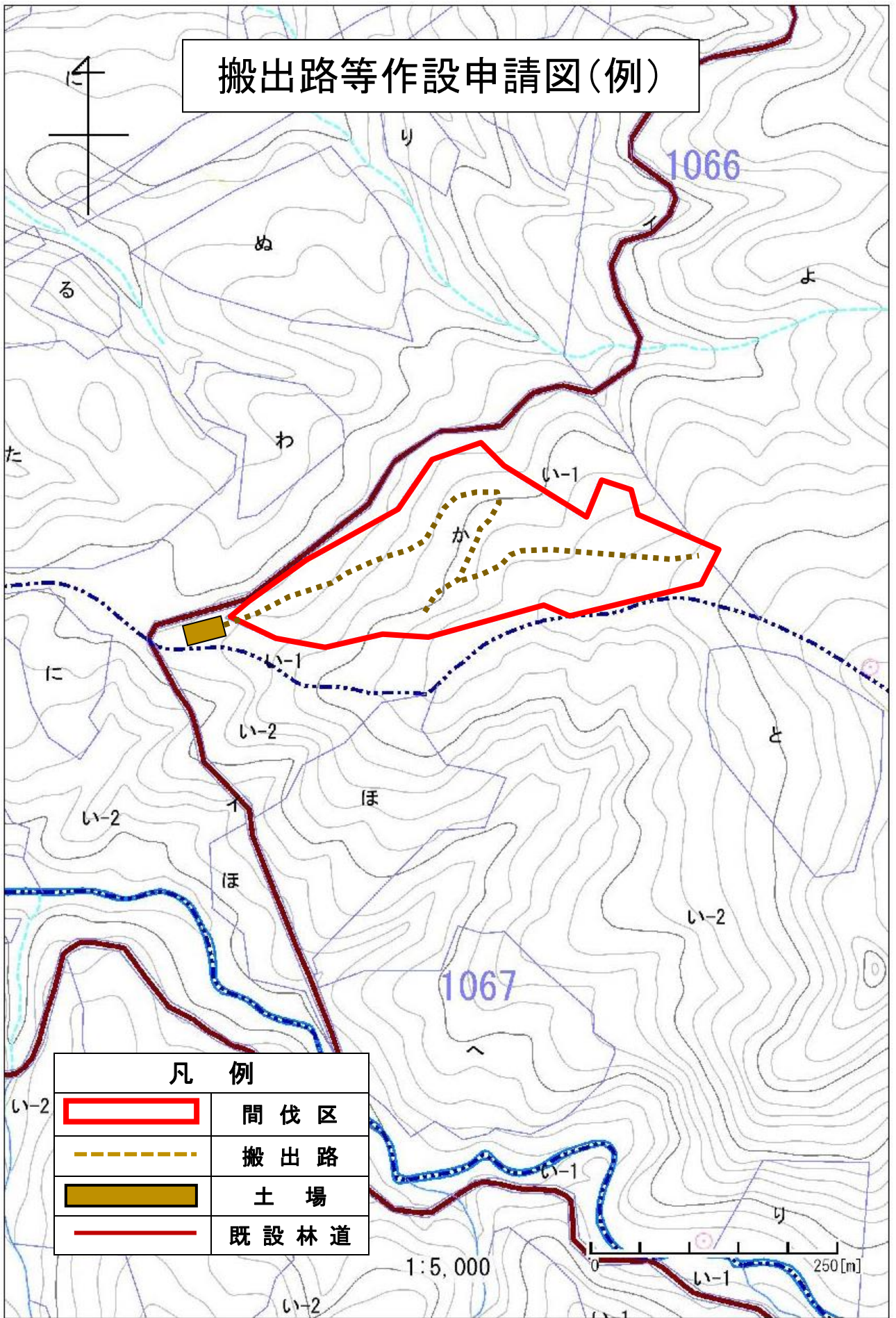
注1:上記の事業内容は例示であり、現場実態に応じて適宜作成すること。

注2:事業期間は記載例により各事業内容に予定時間を実線に表示すること。

労働者災害補償保険 保険関係成立の証

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号					
	0	1	1	0	1	8	1	0	0	0	1	0	0	1
事業名	〇〇林班ほか立木販売伐採事業													
事業箇所	〇△森林管理署 123林班い小班ほか													
保険加入者	住所	札幌市中央区宮の森3条7丁目70番												
	氏名	株式会社 北海道森林管理局 代表取締役 北海太郎												
労働基準監督署 証明欄	労働者災害補償保険の保険関係は 成立済みである。 (証明印) 													

搬出路等作設申請図(例)



伐採及び搬出に係るチェックリスト

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採の方法及び区域の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ③ 森林管理署長等が示す保護樹帯や保残木を保全する。 	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(2) 林地保全に配慮した搬出路・土場の配置・作設</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 搬出路・土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定(特約事項等で特定される場合を除く。)し、搬出路・土場の配置を必要最小限にする。 ② 地形等の条件や道内の集材方法を考慮して、路網と架線を適切に選定する。 ③ 急傾斜地において、やむを得ず土場を作設する場合にはのり面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④ 搬出路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤ 搬出路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 搬出路・土場は溪流から距離をおいて配置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、搬出路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑨ 搬出路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地等の崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩ 伐採区域のみで搬出路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林管理署長等と協議を行う。 	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(3) 周辺環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 搬出路・土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。 ② やむを得ず作設する場合は、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。 	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(4) 生物多様性と景観への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等を行う。 ② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の搬出路・土場の配置とする。 	<input checked="" type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(5) 路面の保護と排水の処理</p> <p>① 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>② 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>③ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>④ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑤ 洗い越し施工では、横断箇所でも路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑥ 曲線部では上部入口手前で排水する。</p> <p>⑦ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。</p> <p>⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(6) 切土・盛土</p> <p>① 搬出路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>② 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>③ 切土高は 1.5m程度以内を目安(ヘアピン区間を除く。)とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>④ 切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する(土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安)。</p> <p>⑤ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑥ 盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。</p> <p>⑦ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(7) 作業実行上の配慮</p> <p>① 搬出路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(8) 事業実施後の整理</p> <p>① 枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用に努める。</p> <p>② 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>③ 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>④ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>⑤ 枝条等が出水時に溪流に流れ出たり、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い等に積み上げないなど適切な場所に整理する。</p> <p>⑥ 搬出路・土場は、横断溝等の排水処理を行う。</p> <p>⑦ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑧ 伐採現場を引き上げる前に、搬出路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示を確認し、必要な措置を講じる。</p>	
<p>(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。) 規制区域 「宅地造成等工事規制区域」または「特定盛土等規制区域」に該当する場合は、盛土規制法を遵守する。</p> <p>※事業実施において、使用または発生した土石を事業地外に搬出して仮置きする場合も盛土規制法の規制対象となることがあり、許可又は届出等の手続が必要であるため留意すること。</p>	<input checked="" type="checkbox"/>

立木販売における誤伐防止のためのチェックポイント

令和〇年 〇月 〇日

売渡人

分任契約担当官

〇△森林管理署長 殿

買受人

住所 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

氏名 株式会社 北海道森林管理局

代表取締役 北海 太郎

令和〇年〇月〇〇日付け第 号で売買契約した物件(令和〇年〇月〇日引渡物件)について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議 ・ 図面等の 事前確認	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	引渡説明書及び関係図簿等の資料内容を確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
境界の 現地確認	林小班の現地確認をしましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	伐区界の位置確認をしましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	(ある場合) 不明箇所を森林官等に確認依頼しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
支障木の取扱 (裏面)	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
作業従事者 ・ 下請者への 指導	作業従事者に引渡説明書等により次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input checked="" type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input checked="" type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>		
	丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がありますか	<input checked="" type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
(ある場合) 下請者に作業者と同様のことを指導しましたか	<input checked="" type="checkbox"/>			

注:このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前**に森林官等に提出してください。

森林事務所(経由)
年 月 日
官職氏名

※森林官不在の場合は、森林管理署等へ提出可

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

事故報告書(立木販売)

年 月 日

森林管理(支)署
殿

買受人
現場代理人

買受物件	年 月 日付け第 号		担当区	林小班ほか				
発生日時	年 月 日(曜日) 時 分		天 候					
災害発生状況・原因	①どのような場所で、②どのような作業をしている時に、③どのような物または環境に、④どのような不 安全または有害な状態であって、⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記載し、略図を添付す る。							
	被害状況 人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名		生年 月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職 種	
	連絡先					経験年数		
	傷病名		傷病 部位		休業見込期間 ・死亡日時		被災場所	
今後の対策								
所見・状況								